

おとがわ介護予防通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業

(介護予防通所介護相当サービス) 料金表 (平成30年4月現在)

【ご利用対象者】 要支援1・要支援2・事業対象者の方

【営業日】 月曜～土曜日(但し、12/31～1/3は休業)

【サービス提供時間】 午前9時15分～午後4時30分

提供時間はケアプランによるため、ご利用者様によっては異なる場合があります。

介護予防通所介護・第1号通所事業(要支援1・要支援2・事業対象者の方)

サービス1ヶ月あたりの利用料金

(1単位=10.27円)

サービス内容		対象区分	
		要支援1・事業対象者	要支援2
介護保険対象	介護予防通所介護・第1号通所事業費	1,647単位	3,377単位
	運動器機能向上加算	225単位	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	72単位	144単位
	事業所評価加算	120単位	
	介護保険対象計	2,064単位	3,866単位
実費	食費(1回あたりの金額)	食事代525円・おやつ代102円 合計627円	

上記、利用料金の他に下記加算が算定されます。

①介護職員処遇改善加算(Ⅱ)として1ヶ月のご利用介護保険対象合計単位数に4.3%が加算されます。

②地域区分として当施設は6級地に該当し、1単位=10.27円で計算されます。

③事業所と同一建物に居住する方が利用した場合、1ヶ月あたり下記単位が減算となります。

・要支援1、事業対象者の方 376単位 ・要支援2の方 752単位

※1ヶ月利用サービス単位合計に10.27円を乗じた額の介護保険負担割合証に記された割合が利用者様負担額となります。(負担割合については、利用者様の所得額等により異なりますので介護保険負担割合証をご確認下さい)

注) 介護予防通所介護・第1号通所事業の利用料は、月額定額制のため、体調不良等により当初ケアプランにて作成した予定より利用回数が少なかった場合や月の途中の利用開始、終了した場合においても下記に該当する場合を除いて日割り計算ができませんのでご承知おき下さい。

- ・月の途中で要介護から要支援または要支援から要介護に変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により利用事業所を変更した場合